



# 三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.255 2018年10月・11月



勤労者地域づくり等参画支援事業  
「丸山千枚田稲刈り体験」

平成30年9月9日（日）、熊野市紀和町において「丸山千枚田稲刈り体験」が開催されました。

朝方は雨が降ったものの、稲刈りの最中は、お天気にも恵まれ、324名の方々が豊かに実った稲穂を刈り取り、充実した余暇を過ごされました。

## CONTENTS

- 1 個別労働関係紛争のあっせんのご案内 (PDF: 84KB)
- 2 三重労働局からのお知らせ
  - ① 毎年10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進強化月間」です (PDF: 109KB)
  - ② 平成30年度全国労働衛生週間メッセージ (PDF: 280KB)
  - ③ 三重県内の労働災害の現状 (第三次産業) (PDF: 1, 394KB)
  - ④ 三重県内における交通労働災害の現状 (PDF: 1, 349KB)
  - ⑤ 三重県最低賃金は時間額846円 (PDF: 71KB)

\* 「三重の労働2018年10月・11月号」全ページを一括ダウンロードする (PDF: 4, 038KB)

# 個別労働関係紛争のあっせんのご案内

～労使トラブルの解決をお手伝いします～

## 労使関係でお困りの方を支援します！！

### ● 個別労働関係紛争のあっせんとは

個々の労働者と会社との間で、労働条件などをめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

### ● 例えば、こんな時に利用できます！

#### 労働者の方

- ・ 事前に説明もなく突然解雇された。
- ・ 突然時給が引き下げられた。
- ・ パワハラやセクハラを受けた。
- ・ アルバイトを辞めさせてもらえない。
- ・ ミスによる損害の賠償を求められた。

#### 使用者の方

- ・ 経営上の理由から、事前に十分説明し配置転換を命じたが、理由もなく拒否されている。
- ・ 労働条件について従業員との話し合いがまとまらない。

### ● ご利用方法

まずは、三重県労働相談室にご相談ください。ご相談の内容に応じて適切なサポートを行い、労働委員会のあっせんの受付も行います。労働相談室及び労働委員会のご利用は無料です！

#### あっせんの申請

労働相談室

経験豊富な専門の相談員が詳しくお話を伺い、制度の案内や関係機関の紹介など、解決に向けたアドバイスを行います。

労働委員会

労使間での解決が困難な時、3名のあっせん員が公平・中立な立場から調整を行い、話し合いを促進することで、円満解決へのお手伝いをします。（労働者側・使用者側・第三者の性格を持つ公益側から各1名が、あっせんを担当します。）

相談・申請窓口 三重県労働相談室 TEL:059-213-8290 (多言語対応)  
(〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1階)

問い合わせ先 三重県労働委員会事務局 TEL:059-224-3033 FAX:059-224-3053  
(〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階)

毎年10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進強化月間」です

中小企業事業主のみなさん、

# 中退共 小企業退職金共済制度

へ加入し、退職金制度を設けませんか？

制度を利用した一例

退職金額

掛金月額 10,000円の場合

※金額は法令の改正により変わることがあります。

10年後 ⇒ 1,265,600 円

20年後 ⇒ 2,666,600 円

30年後 ⇒ 4,213,100 円

メリット

## ① 国が掛金を助成します！！

中退共制度の場合、新規加入事業主に対し、従業員ごとに掛金月額の1/2（1人当たり5,000円が上限）を加入後4か月目から1年間、助成します。掛金月額を増額する事業主に対する助成もあります。建退共、清退共、林退共の各制度でも証紙の一定枚数分を助成します。

## ② 掛金は全額非課税です！！

掛金は事業主が全額負担し、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

こんな種類もあります

建設業を営む方には、 建退共制度  
清酒製造業を営む方には、 清退共制度  
林業を営む方には、 林退共制度

こんな制度もあります

中退共は、上乘せ給付を有する厚生年金基金が解散した場合や、特定退職金共済事業を運営する団体が同事業を廃止した場合の資算の移管先の一つとなっています。

《加入に関する問い合わせ先》

独立行政法人勤労者退職金共済機構

<http://www.taisyokukin.go.jp/>

(電話番号)

【中退共】 03-6907-1234

【建退共】 03-6731-2831

【清退共】 03-6731-2887

【林退共】 03-6731-2887

原稿作成：三重労働局雇用環境・均等室 電話059-261-2978



# 平成30年度全国労働衛生週間メッセージ

三重労働局長 下角 圭司

全国労働衛生週間が、10月1日から7日まで実施されます。昭和25年から全国安全週間とは独立して開催され、今年で第69回を迎えます。本年度のローガンは、

『**こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革**』

です。昨年度に引き続き、働き方改革というキーワードが表現されています。

働き方改革関連法が本年7月に成立し、企業においてはこれまで以上に、長時間労働の是正及び過重労働による心身両面の健康障害防止に関し、労働時間等設定改善委員会、安全衛生委員会等で審議し、実効ある対策を講ずることにより、「快適な職場環境づくり」を推進することが求められます。一方、労働者にとって、安全・安心な職場は、モラル（士気）を高め、労働生産性を向上させ、働き方改革に資するものです。

さて、三重県内の労働衛生を取り巻く現状は次のとおりです。

- 一般労働者の総実労働時間は、近年、年間2,000時間以上の高水準で推移しており、平成29年は2,047時間となっています。何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、全体としては8割近いものの、規模50人未満の事業場では58.2%にとどまっています。また、昨年度県内においては、脳・心臓疾患事案（6件）及び精神障害事案（1件）が労災認定されている状況にあります。
- 本年は異常高温で県内の各地で最高気温を更新し、産業労働の場に限らず熱中症により、死亡に至った事例も発生しております。熱中症は予防と同時に、熱中症が疑われた場合は躊躇せず医療機関へ搬送するのが、重篤化させない管理となります。
- 全国的に、膀胱がんや肺疾患など化学物質による健康障害問題が発生しているほか、危険有害性を有する化学物質のラベル表示やSDS（安全データシート）の交付を行っている譲渡・提供製造者の割合が低調な状況です。
- 病気を抱えながら仕事をしている方は日本の労働人口の約3人に1人を占めており、職場に治療と仕事を両立するための勤務制度や休暇等が整備されていない等を理由に離職したり、治療と職業生活の両立に苦慮している方々も少なくない状況です。

このような状況を踏まえ、本年が初年度となる三重労働局第13次労働災害防止計画では、特に、次の対策を推進することとしています。

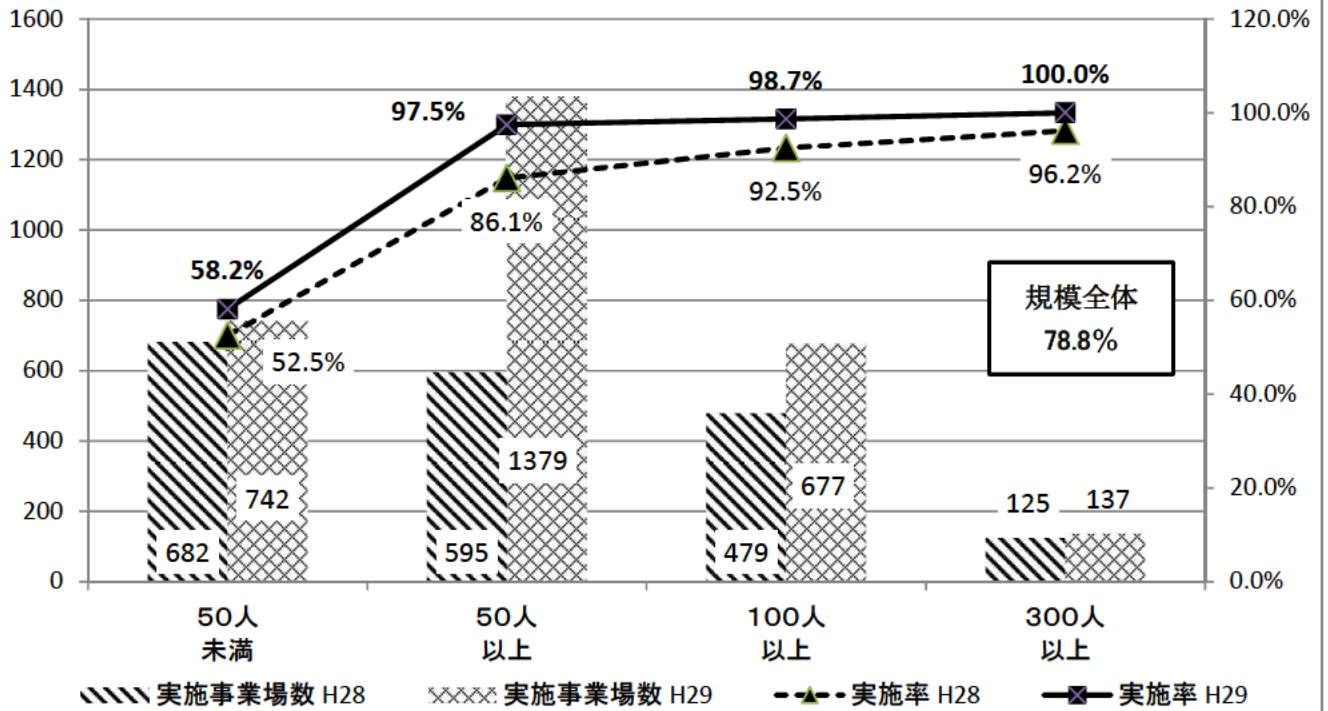
- 長時間労働等過労死等のリスクが高い労働者を見逃さないため、本人の申し出にかかわらず医師による面接指導の実施、長時間労働の是正など事後措置の徹底。
- 50人未満事業場におけるメンタルヘルス対策に対する取組の推進。
- 事業者自らがSDSを入手する等リスクアセスメントによる化学物質管理の推進。
- 病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援のための事業場における勤務環境の整備、医療機関との連携及び両立支援プラン作成の推進。

最後に、働き方改革は、『働き方を人（労働者）に合わせる』ことに尽きます。労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するためにも、治療と仕事の両立、過重労働の解消、メンタルヘルス対策の実施等により、誰もが安心して健康に働くことのできる環境が整備されていくことを祈念いたします。



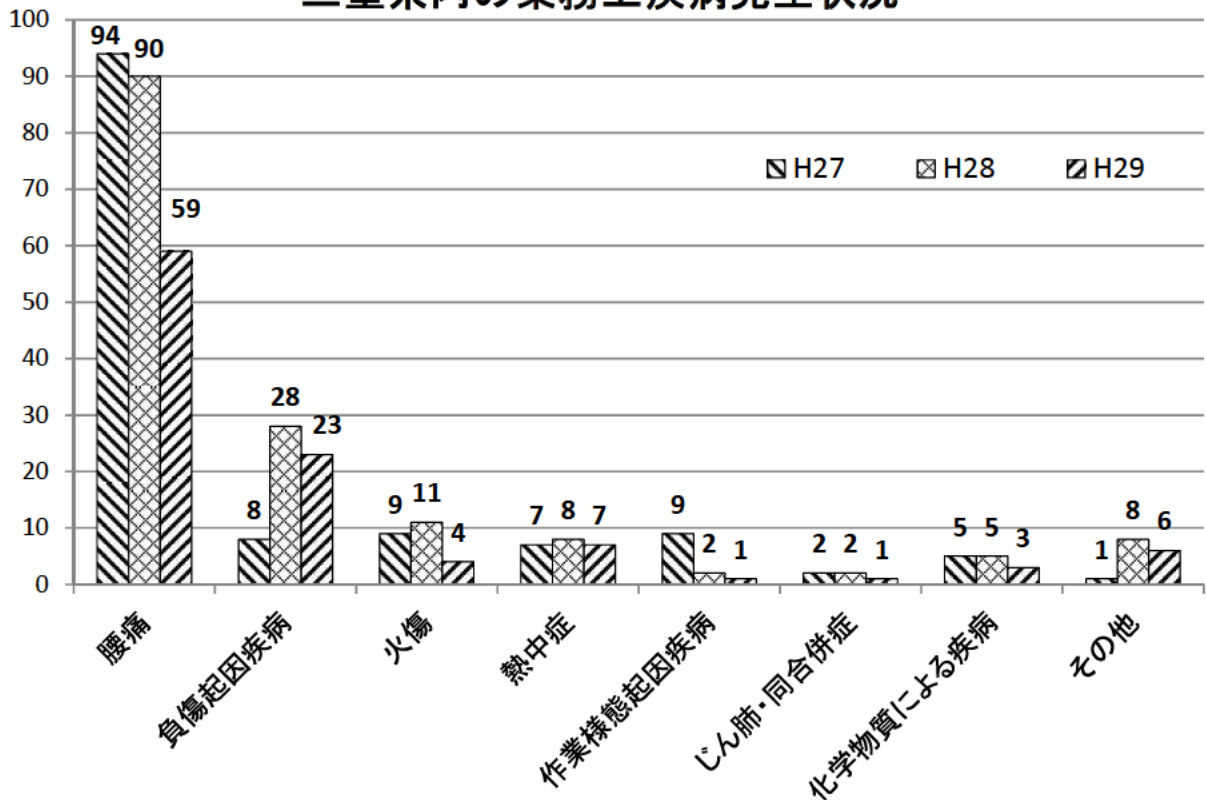


### 三重県内のメンタルヘルス対策取組状況



※三重労働局「年間安全衛生管理計画実施結果報告書」より

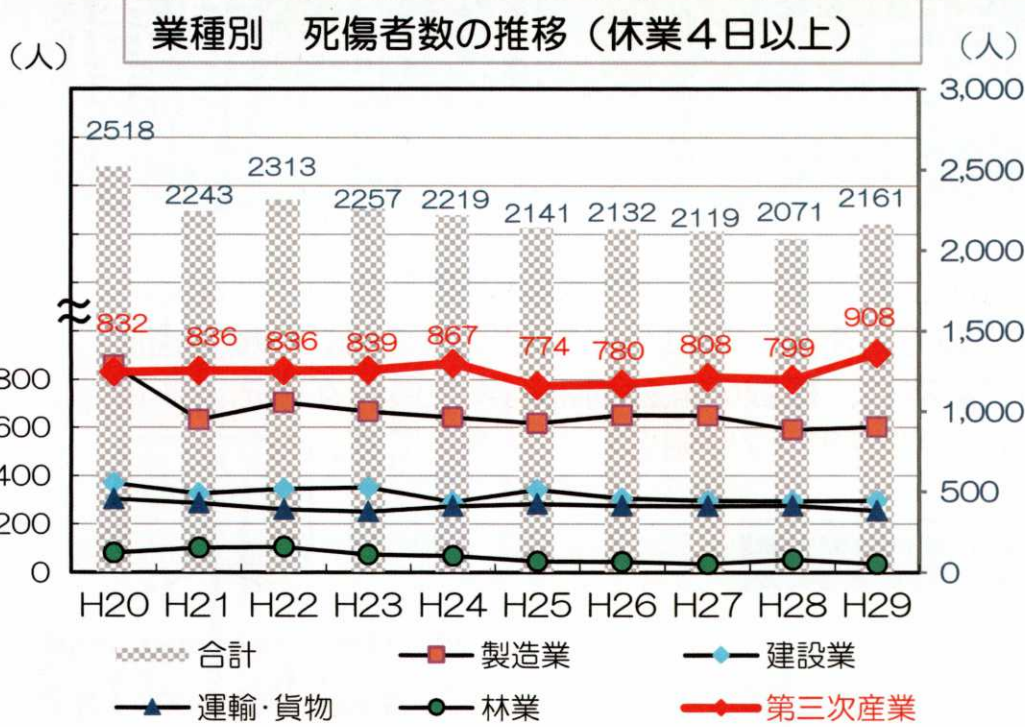
### 三重県内の業務上疾病発生状況



※労働者死傷病報告より



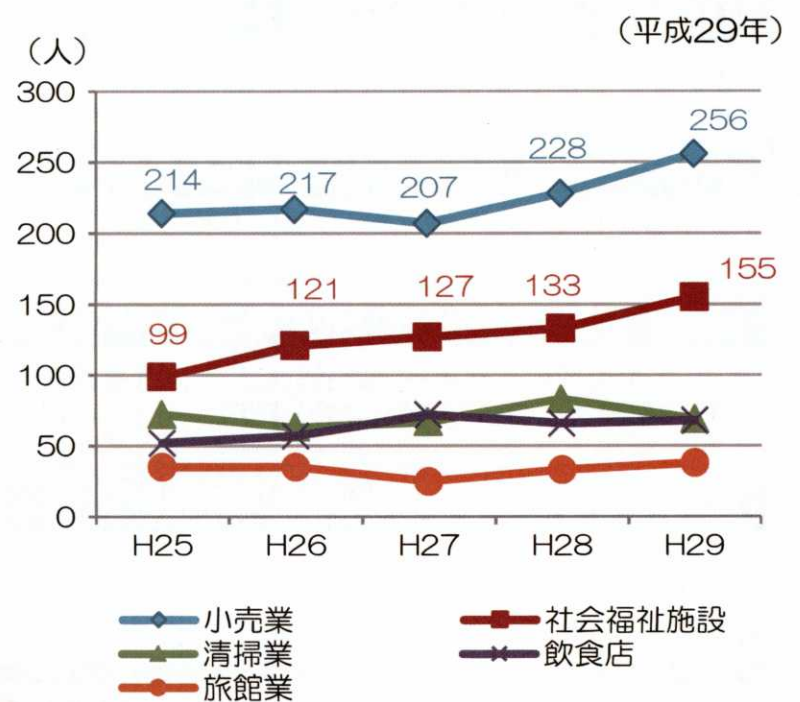
# 三重県内の労働災害の現状(第三次産業)



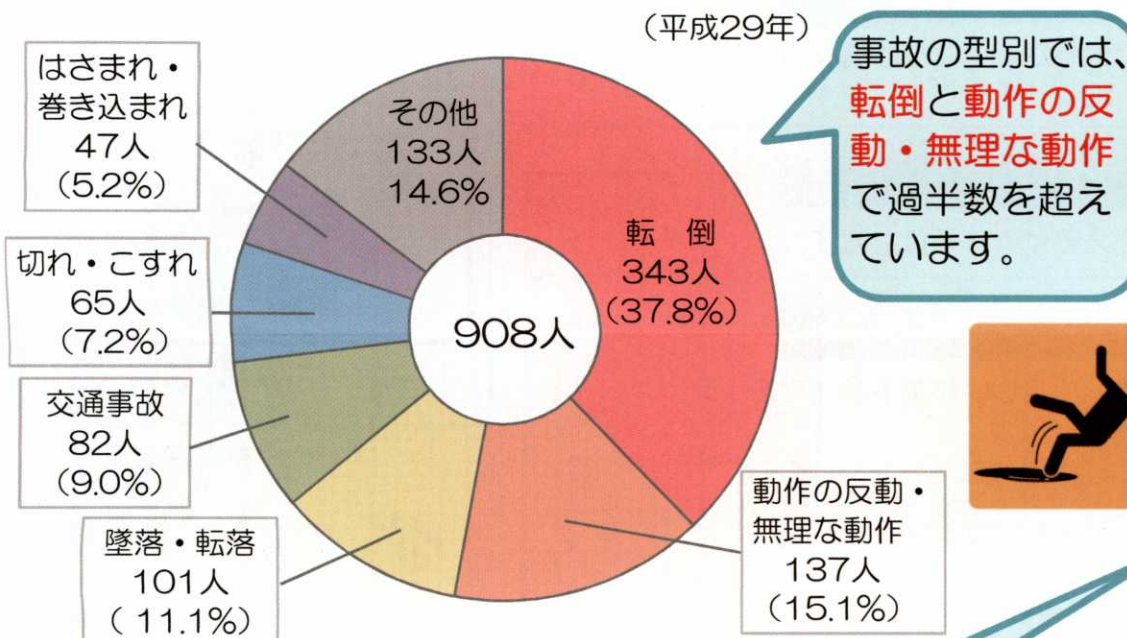
労働災害による死傷者数は、全産業では減少傾向にありますが、**第三次産業では増加傾向**にあります。平成29年に被災した死傷者は908人に上り、**全産業の4割以上**を占めています。

第三次産業において、**小売業、社会福祉施設**では死傷者数が**急増**しています。

## 第三産業における業種別 災害発生状況



## 第三産業における事故の型別 災害発生状況

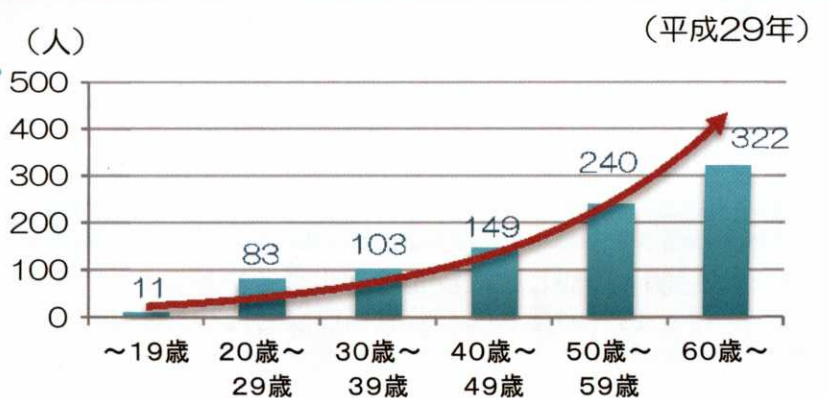


事故の型別では、**転倒と動作の反動・無理な動作**で過半数を超えています。

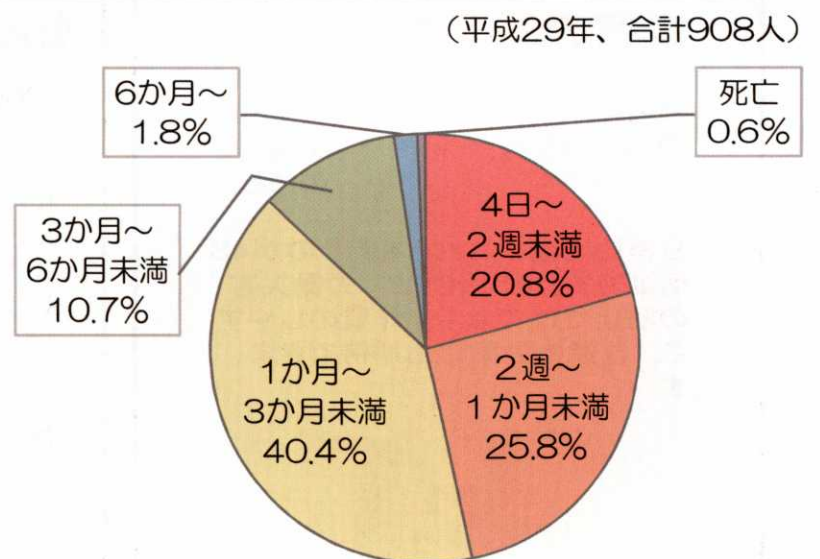


特に**高齢者**ほど労働災害のリスクが高くなっています。また、労働災害による休業期間は、死傷者の**過半数が1か月以上**と長期になっています。

## 第三産業における事故の年齢別 災害発生状況



## 第三次産業における 傷病の程度別災害発生状況



## 平成29年に発生した第三次産業における災害事例

事故の型	職種	年代	業種	休業見込期間	災害発生状況
転倒	配送作業員	60代	小売業(スーパー)	4か月	厨房で床掃除作業中、濡れた路面を歩いていた際に転倒し、右膝を骨折した。
転倒	介護職	60代	社会福祉施設	3週間	浴室の清掃中、浴槽を洗おうと浴槽内に入ったところ、足が滑り転倒した。
動作の反動・無理な動作	介護職	50代	社会福祉施設	4週間	トイレ介助中、利用者の腰を持ち上げた際、腰の右側に痛みを感じ、肋骨を骨折した。
墜落・転落	販売員	50代	小売業(薬局)	2か月	売場で脚立に乗って作業後、脚立から降りようとしたところ、足を踏み外し転落した。
墜落・転落	介護ヘルパー	70代	社会福祉施設	1か月	訪問介護利用者宅の外階段を清掃中、足を踏み外して転落し、頭部および顔面を強打した。
交通事故	配達員	40代	小売業(宅配)	2週間	配達中、降雪で路面凍結していたためスリップして車が反転し、胸を強打した。

職場の安全活動については、厚生労働省ホームページなどをご覧ください。三重労働局健康安全課または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

- 「第三次産業における労働災害防止対策について」(安全衛生についての資料)
- 「職場のあんぜんサイト:災害事例」(災害事例・ヒヤリハット事例)
- 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり運動」

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053858.html>

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyou.html>





# 働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～小売業、社会福祉施設の労働災害の減少に向けて～

三重労働局では、小売業、社会福祉施設において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、多くの店舗を展開する企業本社、複数の社会福祉施設を展開する法人本部が主導して、店舗、施設の労働安全衛生活動について全社的に取り組むことが重要です。



## ①経営トップによる安全衛生方針の表明

・トップが安全衛生の基本方針を策定し、従業員全員に表明しましょう。

## ②4S活動＝労働災害の原因を取り除く

・「整理」「整頓」「清掃」「清潔」を日常的に行うのが4S活動です。

## ③KY活動＝潜んでいる危険を見つける

・KY活動では、仕事を始める前に、どんな危険が潜んでいるか、「これは危ない」という危険な箇所について確認し合います。

## ④危険の「見える化」＝危険を周知する

・職場の危険を従業員全員で共有するために可視化（＝見える化）することです。

## ⑤安全教育・研修＝正しい作業方法を学ぶ

・従業員の安全意識の啓発と「どうしたら災害は防げるか」「正しい作業手順（マニュアル）」などを従業員に周知する安全教育・研修が必要です。

## ⑥安全意識の啓発＝全員参加により安全意識を高める

・安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。

## ⑦安全推進者の配置

・店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

策定例 策定日 平成●●年 月 日  
 発布日 平成●●年 月 日

### 安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

#### 安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット  
 代表者 代表取締役 安全太郎  
（白線で書きましょう）



### 4S活動

#### 災害の原因を取り除く

4Sとは、**整理・整頓・清掃・清潔**のこと。

日常的活動でこれらを行うのが4S活動です。4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

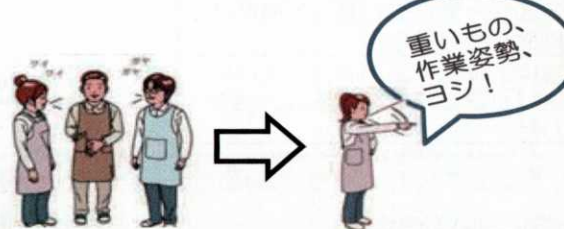


### KY活動

#### 潜んでる危険を見つける

KYとは、**危険 (K) ・ 予知 (Y)**のこと。

KY活動では、業務を開始する前に、職場にどんな危険が潜んでいるかを話し合い、「これは危ない」というポイントを「**指さし呼称**」で確認します。うっかり、勘違いや思い込みといった、災害を招く行動を事前に防ぎます。



### 「見える化」

#### 危険を全員に周知する

「見える化」とは、**危険を可視化して共有**すること。

KY活動で発見した危険のポイントを、「**ステッカー**」等を張り付けることで注意喚起します。転倒・墜落転落などのおそれがある箇所で、慎重に行動することができます。





# 三重県内における交通労働災害の現状

★平成30年交通労働災害発生状況【交通労働災害が大幅に増加しています!】



業種	平成29年		平成30年		増減	
	休業4日以上	死亡(内数)	休業4日以上	死亡(内数)	人	%
全産業	64	4	87	3	+23	+35.9
製造業	6	1	0	0	-6	-100.0
建設業	6	0	19	2	+13	+216.7
運輸交通業	10	0	14	1	+4	+40.0
第三次産業	42	3	54	0	+12	+28.6
新聞販売業	11	0	17	0	+6	+54.5
通信業	10	0	13	0	+3	+30.0

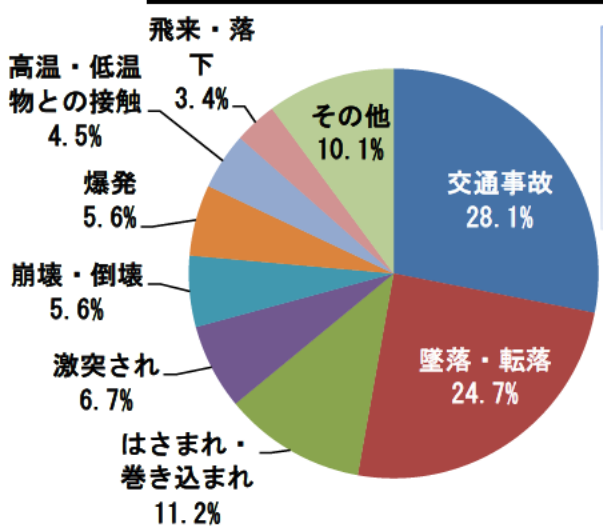
平成30年8月末現在、前年同時期対比



★第12次労働災害防止計画期間中(平成25年~29年)の交通労働災害発生状況【交通事故による死亡者数は全産業の約3割を占めています!】

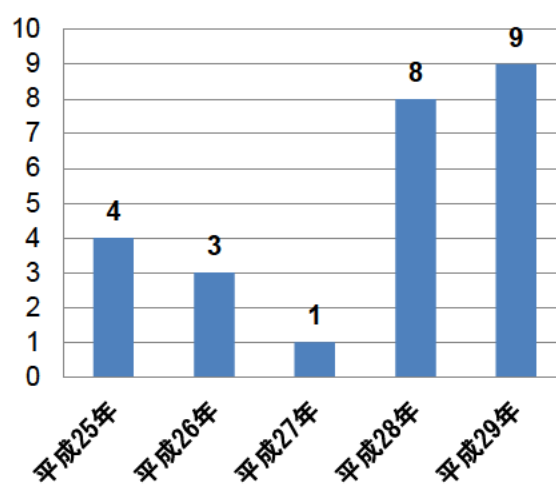
## I 交通死亡労働災害

事故の型別死亡労働災害の内訳

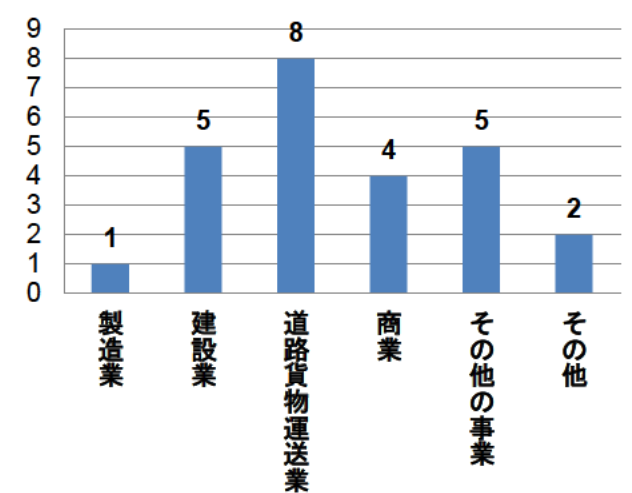


死亡者数  
合計89人  
交通事故  
25人

交通死亡労働災害の推移

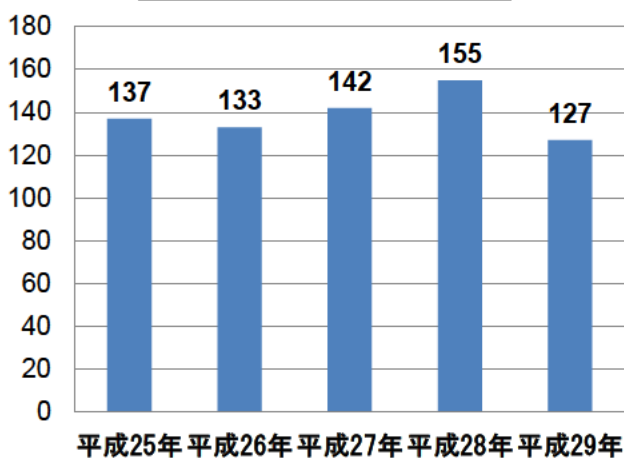


業種別交通死亡労働災害

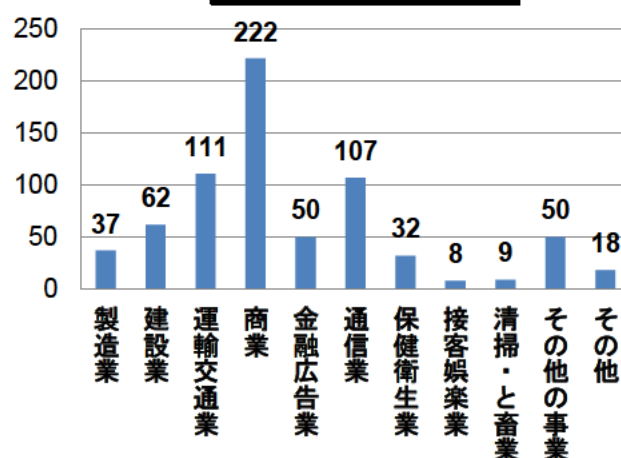


## II 交通死傷労働災害(休業4日以上)

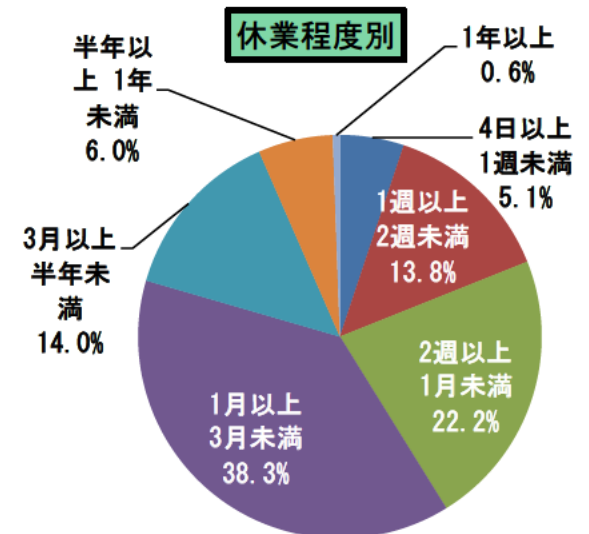
交通死傷労働災害の推移



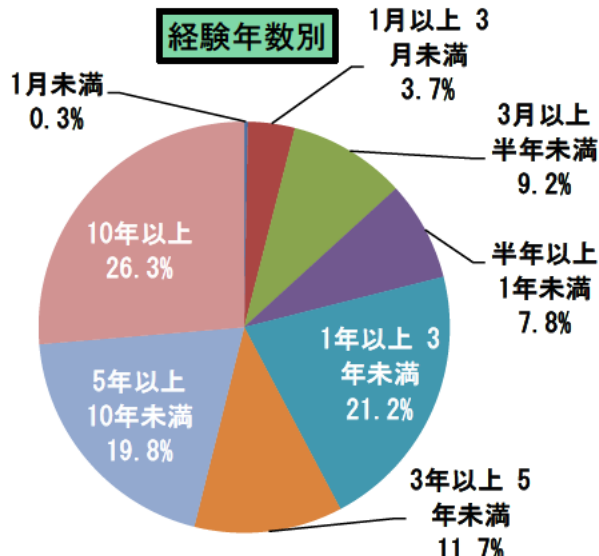
業種別交通死傷災害



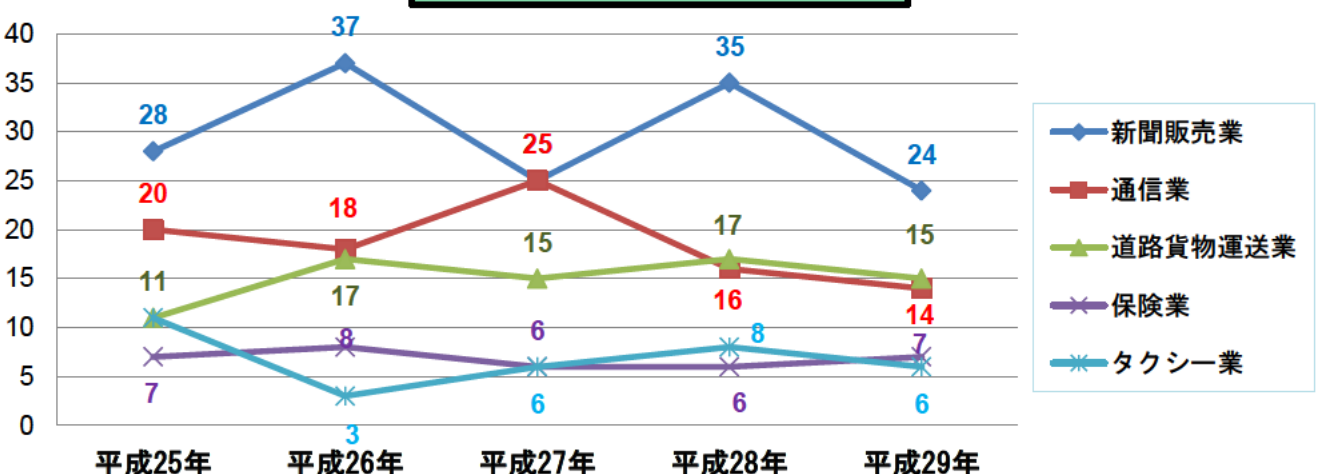
休業程度別



経験年数別



交通死傷労働災害(特定の業種)



注: 交通労働災害とは、交通事故による労働災害であり、通勤災害は除く。



交通労働災害防止のご照会は三重労働局健康安全課(059-226-2107)または最寄の労働基準監督署まで



# 三重県内で発生した交通労働災害事例（平成29年）

## I. 死亡災害事例

業種	職種	年代	経年数	災害発生状況
派遣業	運転手	70代	9年	被災者は、送迎車を運転し従業員を自宅へ迎えに行き、派遣先事業場へ向け国道を走行中、交差点において中央分離帯に激突した。
卸売業	配達員	50代	9年	被災者は、配達業務中、国道を走行していたところ渋滞停止中の準中型トラックに追突した。
教育研究業	用務員	60代	3年	被災者は、自転車で学校用務の買い物を終えて学校へ戻る途中、道路脇の車庫から出てきた自動車と衝突した。
製造業	運転手	60代	35年	被災者は、4tトラックで製品を運送中、国道を走行していたところ、後方からダンプカーに追突され、前の大型トラックとの間にはさまれた。
警備業	警備員	60代	3か月	被災者は、道路舗装工事現場において警備員として交通誘導をしていた際、資材運搬中のダンプカーを誘導していたところ、当該ダンプカーとガードレールの間にはさまれた。
建設設備工事業	清掃員	20代	3年	被災者は、深夜作業を終えて社用車に乗車し帰路途中、高速道路のトンネル内で前方の大型トラックに追突し、はずみで右側の壁に衝突、横転し後方から走行して来た乗用車に衝突された。
建設設備工事業	清掃員	10代	11か月	同上
建設設備工事業	清掃員	20代	2年	同上
派遣業	土工	70代	55年	被災者は、道路の除草作業中、自ら運転し停車させた作業車に刈り取った草を乗せようとして作業車から降りたところ、当該作業車が動き出したため、停車させようとしたところガードレールと作業車の間にはさまれた。

## II. 休業災害事例

業種	職種	年代	経年数	休業見込期間	災害発生状況
新聞販売業	配達	20代	3か月	2週間	被災者は、自動車で配達中、信号の無い交差点を直進中、出会い頭に右側から直進してきた車と衝突した。
電気通信工事業	建設作業員	60代	8年	3週間	被災者は、トラックで産業廃棄物を運搬中、道路と側溝の段差で車のコントロールを失い、路肩から1m下の側溝に滑り落ちた。
通信業	営業	40代	23年	1か月	被災者は、スクーターで営業先へ向かう途中、信号が手前で黄色に変わりブレーキをかけたが雨で前輪が滑り、バイクごと転倒した。
建築業	大工	30代	17年	1か月	被災者は、会社から現場へ車で向かう途中の道路で前日からの雪で路面が凍結しておりタイヤがスリップし、車ごと転倒した。
保健衛生業(社会福祉施設)	生活支援員	30代	6年	2か月	被災者は、利用者を送迎のため国道を走行中、前方の停止車両を避けるためブレーキを踏もうとしたが操作を誤り、電柱にぶつかった。
新聞販売業	配達	50代	15年	2か月	被災者は、自動車で配達中、ハンドル操作を誤って縁石に接触し、その反動で頭部等を打撲した。
タクシー業	乗務員	60代	5年	3か月	被災者は、タクシー待機所から戻る途中、交差点の赤信号で停止中に後方から来た車に追突された。
保険業	営業	50代	10年	4か月	被災者は、営業で車を運転中、信号の無い交差点で、出会い頭に車と衝突した。
一般貨物自動車運送業	運転手	40代	9年	12か月	被災者は、大型トラックで高速道路を走行中、渋滞で停止した為、車線変更しようとしてミラーで後方確認していたところ、後ろから車両に激突された。

## 交通労働災害を防止するため!

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取り組みを行う必要があります。交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、視認性の向上や季節・天候などへの配慮も必要です。

### 二輪車に必要な配慮

- ☑ **二輪車運転対策**
  - ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
  - ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

### 特に冬季に必要な配慮

- ☑ **視認性向上**
  - ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。
- ☑ **季節・天候対策**
  - ・積雪や路面凍結などについて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出すぎに対して注意喚起する。



## 交通労働災害防止のためのガイドライン

- ☑ **適正な労働時間等管理・走行管理**
  - ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
  - ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。
- ☑ **点呼の実施**
  - ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。
- ☑ **荷役作業を行わせる場合**
  - ・運転者の身体負担を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。
- ☑ **交通労働災害防止の意識高揚**
  - ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
  - ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

- ☑ **教育の実施**
  - 以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。
    - ・十分な睡眠時間の必要性の理解
    - ・飲酒による運転への影響の理解
    - ・交通危険予知訓練による安全確保
    - ・交通安全情報マップによる実態把握



- ☑ **その他**
  - ・交通労働災害防止のための**管理者**を選任し、目標を定める。
  - ・運転者に対し、**健康診断**や**面接指導**などの健康管理を行う。
  - ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため**走行中止**、**徐行運転**や**一時待機**など、必要な指示を行う。
  - ・自動車の走行前に**自動車を点検**し、必要に応じて補修を行う。



交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■ 交通労働災害を防止しよう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>

■ 職場のあんぜんサイト:交通労働災害の現状と防止対策 <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

(H30.9)







# 三重県最低賃金は時間額 8 4 6 円

三重県最低賃金は、10月1日から、26円引き上げられて「時間額 8 4 6 円」になりました。

この最低賃金は、年齢・雇用形態（パート・アルバイトなど）を問わず、三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、三重県最低賃金とは別に、特定（産業別）最低賃金が定められています。

詳細につきましては、三重労働局賃金室（TEL 059-226-2108）、又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

また、最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける中小企業・小規模事業主の皆様を支援する①無料相談等を三重県働き方改革推進支援センター（TEL 0120-331-266）で、②業務改善助成金の支給を三重労働局雇用環境・均等室（TEL 059-261-2978）で、③キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の支給を三重労働局職業安定部職業対策課（TEL 059-226-2111）で、④人事評価改善等助成金の支給を三重労働局職業安定部助成金センター（TEL 059-213-9870）で行っていますので、是非ご活用ください。